消防計画

総則

(目的)			
第1条	この計画は、消防法第8条	第1項に基づき、	における防
火管F	理業務について必要な事項を	定めて、火災、震災、そ	の他の災害の予防及び
人命(の安全並びに被害の軽減を図	ることを目的とする。	
(適用領	新 囲)		
***	この計画は、	_に勤務し、出入りする	すべての者に適用する。
(防火管	管理業務の一部委託)《 該当	非該当 》	
第3条	委託を受けて防火管理業務に	こ従事するもの	(以
下原	受託者」という。) は、この詩	十画に定めるところによ	り、管理権原者、防火管
理者	及び自衛消防隊長の指示、指揮	軍命令の下に適正に業務	を実施しなければならな
٧١°			
2 防シ	火管理業務の委託範囲は、【 別	『表1 】のとおりとし、	受託者は、委託契約の内
容に基	基づき、火災予防上の安全を確	雀保するとともに、その 紀	店果を記録し防火管理者
に報行	告する。		
(責任筆	笹囲(管理権原者が分かれて√	いる防火対象物)) 《 診	核当 ・ 非該当 》
第4条	管理権原者の責任範囲は、	【別表2】に示すとおり	とする。
	答理接面 字 1	でより管理の業致し接回	

管理権原者と防火管理の業務と権限

(管理権原者)

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂 行できる権限を持つ者を防火管理者に選任し、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成あるいは変更する場合は、必要な指 示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、建物の防火上の不良箇所や消防設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改善するものとする。

(防火管理者)

- 第6条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。
 - (1)消防計画の作成及び変更
 - (2) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - (3)消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
 - (4) 消防法第17条の3の3(以下「法定点検」という。)の規定に基づく消防用 設備等の点検・整備及び立会い
 - (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導・監督
 - (6) 収容人員の適正管理
 - (7) 改装工事等の工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - (8) 従業員に対する防災教育の実施
 - (9) 火元責任者に対する指導及び監督
 - (10) 管理権原者に対する提案及び報告
 - (11) 放火防止対策の推進

消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

- 第7条 管理権原者および防火管理者は、次の業務について、岸和田市消防本部へ申請、報告、届出及び連絡を行うものとする。
 - (1) 防火管理者選任(解任) 届出 防火管理者を定めた場合又はこれを解任したときは、管理権原者が届け出る

防火管理者を定めに場合又はこれを解任したとさは、管理権原者が届け出る こと。

(2)消防計画作成(変更)届出

消防計画を作成した場合又次に掲げる事項を変更したときは、防火管理者が 届け出ること。

- ア 管理権原者又は防火管理者の変更
- イ 防火対象物の用途変更、増築、改築及び模様替え等により、消防計画に変 更を要する場合
- ウ 防火管理業務の一部委託をした場合や委託法人の変更など委託内容に大幅な変更が生じた場合

(3) 自衛消防訓練実施の連絡

消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に防火管理者が 消防本部に通知すること。

(4) 喫煙・裸火の使用・危険物品持ち込みの許可

喫煙、裸火の使用又は危険物品持ち込みを禁止されている場合において、 これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をし たのち、消防長へ許可申請すること。

(5) 消防設備等の点検結果報告

消防用設備等点検結果を<u></u>年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認したのち、消防長に報告すること。

(6) 防火対象物の点検結果報告《 該当・非該当 》

防火対象物の点検結果を管理権原者及び防火管理者が確認したのち、毎回、 消防長に報告すること。

(防火管理資料の保管および整理)

第8条 防火管理者は、適正な防火管理業務を遂行するために、防火管理維持台帳 【別表3】を作成するとともに、前条で報告又は届出をした書類等の写し、その 他防火管理業務に必要な書類を一括して編さんし、保管しておくものとする。

予防管理対策

(火元責任者の指定)

第9条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任 者を【別表4】に定め、任務分担を指定する。

(消防用設備等の法定点検)

第10条 消防用設備等の法定点検は、6カ月に1度『機器点検____月と___月』・ 1年に1度『総合点検____月』に防火管理者等が立会いの下、実施するものと する。

(防火対象物の法定点検)

※特定用途防火対象物のうち《 収容人員300人・特定一階段等防火対象物 》に限る 第11条 防火対象物の法定点検は、管理権原者の責任において、防火管理者等が立 会いの下、実施するものとする。

(建物等の自主検査及び記録)

- 第12条 防火管理者は、建物および火気使用設備・器具等、消火・警報・避難設備 の自主検査を【別表5】に基づき定期的に実施するものとする。
- 2 点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録し、不備欠陥を認めたと きは、早急にその是正を図る。

(火災予防上の遵守事項)

- 第13条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1)火気使用設備・器具等は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備・器具等の周囲は、常に整理整とんをしておく。
- (3) 灰皿、吸がらの後始末を完全にする。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の 障害となる設備を設け、又は物品等を置かない。また、避難口等は、容易に解 錠できるようにしておく。
- (5) 消防用設備等の周囲には、装飾等を施さない。
- (6) 喫煙は、指定した場所で行う。
- (7) 避難経路を知っておき、必要に応じて避難経路図を掲出する。
- (8) 収容人員を適正に管理し、過剰な人員が入場しないよう徹底する。

工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

- 第14条 指定場所以外での喫煙は禁止し、工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。
- 2 危険物を持ち込む場合は、防火管理者の承認を受けること。また、放火防止対策として、資機材等は整理整頓すること。
- 3 その他、火災予防上必要な事項は防火管理者が指示すること。

放火防止対策

(日常の放火防止対策)

第15条 防火管理者及び従業員等は、次の事項に留意し放火防止に努めるものとす

る。

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (2) ゴミ庫、物置、空室、雑品庫等の施錠を行う。
- (3) 建物内外の整理整頓を行う。
- (4) 火元責任者又は最終退出者が火気の確認及び施錠を行う。
- (5) 建物外灯の終夜点灯を行う。

自衛消防組織

(自衛消防組織と任務分担)

第16条 自衛消防組織の編成及び主な任務は【別表6】のとおりとする。

震災対策

(震災予防措置)

- 第17条 地震時の災害の発生を予防するため、本計画9条から15条に定めるほか次 のことを行うものとする。
 - (1)建物及び建物に付随する看板、窓枠等やロッカー等の転倒、倒壊、落下等の防止措置。
 - (2)火気使用設備・器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査。
 - (3) 危険物等の転倒、落下、漏えい等による発火防止の措置。
- 2 防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であって も、地震後の建物、火気使用設備等の点検、検査を行い、その安全性を確認する こと。

(地震の活動)

- 第18条 地震発生時の初期対応は、本計画16条に準じて行うほか、次により行う。
 - (1) 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を守ることを最優先とし、周 囲に身の安全確保を呼びかける。
 - (2) 防火管理者は、火元責任者を指揮し、火気使用設備器具からの出火防止措置 を行い、被害状況の情報収集、避難経路の確保を行う。
 - (3) テレビやラジオ等で正確な情報収集を行うとともに、混乱防止を図るため必要な情報は在館者に知らせる。
 - (4) 初期救助、初期救護活動にあたっては、自衛消防隊員を活用して実施する。

- (5) 地震発生時の初期活動が終了後、余力がある場合は、人員、防災資機材を活用して近隣の火災制圧、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。
- (6) 在館者等を安全な場所で待機させ、避難するか、在館するかを判断し、避難は、防災機関からの避難命令又は自衛消防隊長の判断により開始する。
- (8) 避難所への避難の際は、車両等を使用せず全員徒歩とし、自力避難に支障のある者については、補助者をつけ、適宜誘導員を配置する。
- (9) 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(南海トラフ地震における対策)

第19条 管理権原者は、南海トラフ地震に係る注意報等が発表されたときは、防火・防災管理者に次の措置を行うことを指示する。

- (1) 自衛消防隊員に対する任務再確認等の指示
- (2) 在館者に対する情報提供及び避難場所の周知
- (3) 火気の使用中止、危険物品の使用中止等の出火防止措置の徹底
- (4) 収容物の固定の強化
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の停止
- (6) 工事及び高所作業等の中止、危険場所への立入禁止
- (7)注意報の発表に関する情報収集
- (8) その他地震被害の軽減に係る必要な事項
- ※ 南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域に該当する場合 **《 該当・ 非該当 》**

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図るため、前記の活動内容によるほか、次の事項を実施する。

- (1) 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は
 - 【_______】とし、隊長が緊急性があると判断した場合、 敷地内に耐震性のある建物が存する場合(自社ビルの場合は、避難した人が3階以 上の階において集合できる階の平面図【別図1】のとおりとする。)は、当該建物 の3階以上の階への避難を優先する。
- (2) 中・高層の建物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階(原則として3階以上)を避難場所とすることができる。
- (3) 避難場所までの避難経路は、付近見取図等(避難場所までの経路が判明する地

- 図)【別図2】のとおりとする。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (6) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
- (7) 次の防災訓練を年1回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。災害が起きたときの役割にあっては、自衛消防組織の任務のとおりとする。
 - ア 情報収集・伝達に関する訓練
 - イ 津波からの避難に関する訓練
 - ウ その他前項目を統合した総合防災訓練
- (8) 防火・防災管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防火・ 防災教育と併せて実施する。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - エ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報 (巨大 地震注意)が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - オ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大 地震注意)が出された場合に従業員等が果たすべき役割
 - カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (9) 防火・防災管理者等が顧客等に対して事前に行う広報は次による。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大 地震注意)が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避 難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ウ 正確な情報入手の方法
 - エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - オ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

カ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(防災教育及び訓練)

- 第20条 防火管理者は、【**別表7**】により防災教育および訓練を行うものとし、実施 した場合は結果について記録・保存する。
- 2 防災教育は、おおむね次の事項について教育するものとする。
- (1)消防計画について
- (2) 火災予防について
- (3) 自衛消防組織の編成及び任務について
- (4) 消防用設備等の機能及び取扱いについて
- (4) 地震対策について
- (5) その他火災予防上必要な事項
- 3 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ消防本部 に通知し、実施日時、訓練内容について従業員等に周知徹底する。

附		この計画は、	/- -		日から施行する。
IM	HII	.´ (/) ≥+ I⊞I (/T	生.	Я	H 711 M ATTO A
L11	2.1			/ 1	ロタン/型ロノン

防火管理業務委託状況表

(年	月	日現在)
----	---	------

委	託	方 ュ	t	□常駐	□巡回	□遠隔和	多報 □ 7	常駐遠隔	□巡回遠	 :隔
防火	名		称							
対 象	所	在	地			TEL	()	_	
物	管理権	E 原者	氏名			防火管理	里 者氏名			
	受託者 *法人 名称及	(等の	所 場合	氏名(名称) 住所(所在地) 担当事務所						
	の所在		· 1分 [7]	担当事物別						
受	* // 111						()	_	
文				口 火気使用領				_		
託	受託者	か行	· う防	□ 火災異常の □ 避難又は □ 火災が発生	防火上必要	夏な構造及	び設備の	維持管理	!	
者	火管理			□ 八灰が光 □ □ 初期消/		通報連絡		· 避難誘導	<u> </u>	
関	囲			□ その他 □ 周囲の可爆		E)		
				□その他()		
係				受託区域						
事	受託者			常駐場所		TEL	()	_	
項	火管理 法	皇業務	:の万	従事区分	□終	日	□ 京	尤業中	□就	:業外
	14			常駐人員	.111.	to the sta				
				び事時間帯 巡 回	***		: ^	•	· · · ~	•
	要員:	待機場	易所	~ H				, ,,,		
			·名				上の地位		7U/1F [X	
	担当者		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	講習機関		107(3)		·		
□有	□無	-	件	修了年月日	年	月 日	修了	`証番号	第	号

管理権原者が分かれている防火対象物(階段室の共用部分を含む)については、不明な部分が生ずることがないよう、当該権原の及ぶ範囲を文章、平面図等により明示するものとする。

防火対 象物名	テナント名		
武士地	管理権原が及ぶ階		階
所在地	並びに面積	面積	m²

(文章明示できない場合別紙添付)

防火管理維持台帳(作成例)

防火対象物	所在地						Tel		
奶 八 刈 <u> </u>	名 称								
	所在地						Tel		
所 有 者	名 称								
	職氏名								
	所在地						Tel		
管理権原者	名 称								
	職氏名			ı		:			
	敷地面積		m^2	構	造		造 他	け火・準耐火・ L	その
建物概要	建築面積		m²	階	数	地上	階·地下	階•塔屋	階
	延べ面積		m²	収容	人員		人	(従業員	人)
	届出年	下 月	日			職	氏	各	
	年	月	日						
防火管理者	年	月	日						
的人日 左 日	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
	届出年	F 月	日				で更の内容等		
	年	月	日	新規	作成				
消防計画	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
	設置許可•/		F月 日			申請	・届出の内	容	
危険物施設	年	月	日						
少量危険物	年	月	日						
指定可燃物 電気設備等	年	<u>月</u>	日						
	年	月	日						
	年	月	目						

火元責任者一覧表

火元責任者	担	当	場	所	任	務
					○たばこの吸がらの)管理
					○火気使用設備器具	しの管理
					○電気設備器具の安	产全確認
					○消火器等の管理	
					○避難通路の確保	
					○地震時の出火防止	-
					○その他火災予防上	上必要な事項

	自主検査表(作成	例)		別表	長 5
検査実施者氏名		検査日	年	月	日
実施設備	検査	E 項 目		検査約	吉果
消火器	①所定の位置に置かれてい ②周囲に操作障害となる物品 ③安全栓は外れていないか。 ④漏れ、変形、損傷、腐食等 ⑤圧力計が指示範囲内にあ	品は置かれていな。 ら はないか。 るか。			
自動火災報知設備	①受信機、発信機の周囲にいないか。 ②受信機の電源は入っている。 ③受信機の各スイッチは定位 ④発信機の表示灯は点灯し	るか。 なにあるか。	品は置かれて		
誘導灯	①周囲に視認障害となる物は ②不点灯、ちらつき等がなく		ŭ.		
屋内消火栓設備	①周囲に操作障害となる物品 ②消火ポンプ室内は整理整いか。 ③ホース、ノズルが接続され ④表示灯は点灯しているか。	頓され、可燃物は 、変形、損傷はな	置かれていな		
スプリンクラー設備	①周囲に散水障害となる物品 ②消火ポンプ室内は整理整いか。 ③制御弁は開放されているが ④表示灯は点灯しているか。				
避難器具	①周囲に操作障害となる物は②降下地点に降下障害となる	*	=		
火気使用設備·器具	①ストーブ、コンロ等の周囲に ②コンロ等の調理器具は壁だ ③グリス除去装置、排気ダクか。	いら離して使用して	ているか。		
電気設備	①コンセント・プラグ等に埃か②たこ足配線をしていないか③電気配線が物品等の下敷	,			
避難施設	①避難通路、階段に避難障か。 ②避難口付近に避難障害と ③防火戸・防火シャッターの ていないか。 ④非常用照明装置は正常に	害となる物品は置かなる物品は置かな)閉鎖障害となる	かれていない		
その他	①建物周囲に放火されやす ②たばこの吸殻は適切に処		にていないか。		
	ある場合は、直ちに防火管理 に備あり △:即時改修				
	防 	火管理者確認			

(1) 自衛消防の組織担当表

担当区分	担当者	任務
自衛消防隊長	防火管理者	○隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたる○各班の活動状況及び危険情報や被害等の把握を行う○消防隊への情報提供及び災害現場への誘導を行う
通報連絡班		○情報の収集○119番通報及びその確認を行う○館内への非常放送(非常ベル)及び指示命令の伝達を行なう○緊急連絡表等による関係機関、関係者への連絡
初期消火班		○消火器等を用いて初期消火活動を行う
避難誘導班		○非常口を開放するとともに避難誘導にあたる○避難終了後、逃げ遅れ者及び負傷者を確認し、その結果を自衛消防隊長に報告する○負傷者の応急措置を行う(救護所の設置)

別表7

(2) 訓練予定表

区分	実施	月日	備考
消火訓練	月	月	
通報訓練	月	月	
避難訓練	月	月	
総合訓練及び防災教育	月	月	
震災訓練	上記の各種訓練の計算を	東に準じて行うほ? こ参加する。	か、関係機関が行

//	Ø	766	辞難	∜ ∇ Ι	1 A	224	//
	台	以口引	1下美田)	が半 i	台	×I	//

防火対象物の各階避難経路図を朱書きで記入し、消火器等の設置場所を適正に記すこと。

(別紙添付可)

//	避難場所認	t TO	グ マ 日夕	//
≪	1年第一岁月7	t (''U)	が合い	//

防火対象物から、	避難場所までの避難経路を付近見取り図等で示してくだ。	さい。

(別紙添付可)

非常呼出簿

氏 名	役 職	住所	電話番号